

○ 水質汚濁防止法の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定

平成四年三月三十日

公告

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十四条の六第一項の規定により，生活排水対策重点地域を指定したので，同条第四項の規定により，次のとおり公告する。

一 重点地域の名称

黒瀬川流域生活排水対策重点地域

二 重点地域の範囲

呉市，東広島市及び賀茂郡黒瀬町の区域のうち，黒瀬川流域（下水道の処理区域内を除く。）とする。

三 指定する理由

黒瀬川は水道水源等に利用されているが，その水質は環境基準を達成しておらず，生活排水が汚濁の大きな割合を占めている。また，今後も各種の開発により，一層の水質汚濁が予想されることから，水質を保全するためには生活排水対策の推進が特に必要となっている。

---

平成五年三月三十一日

公告

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十四条の六第一項の規定により，生活排水対策重点地域を指定したので，同条第四項の規定により，次のとおり公告する。

一 重点地域の名称

高屋川流域生活排水対策重点地域

二 重点地域の範囲

福山市及び深安郡神辺町の区域のうち，高屋川流域（下水道の処理区域内を除く。）とする。

三 指定する理由

高屋川は，水質汚濁に係る環境基準が現に確保されておらず，県内の河川の中でも特に水質汚濁が進行している河川である。また，生活排水が汚濁の大きな割合を占めているため，水質を保全するためには生活排水対策を推進することが特に重要となっている。

---

平成七年三月六日

公告

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十四条の六第一項の規定によって，生活排水対策重点地域を指定したので，同条第四項の規定により，次のとおり公告する。

一 重点地域の名称

山南川流域生活排水対策重点地域

二 重点地域の範囲

沼隈郡沼隈町の区域のうち、山南川流域

三 指定する理由

山南川は、水質汚濁に係る環境基準が現に確保されておらず、県内の河川の中でも特に水質汚濁が進行している河川である。ついては、生活排水が汚濁の大きな割合を占めているので、水質を保全するため生活排水対策を推進することが特に重要となっている。

---

平成九年二月二十七日

公告

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十四条の七第一項の規定によって、次のとおり生活排水対策重点地域を指定した。

一 重点地域の名称

藤井川流域生活排水対策重点地域

二 重点地域の範囲

尾道市の区域のうち、藤井川流域

三 指定する理由

尾道市内の藤井川は、水質汚濁に係る環境基準が現に確保されておらず、県内でも特に水質汚濁が進行している河川である。その主な汚濁原因は生活排水であり、水質を保全するためには生活排水対策を推進することが特に重要となっているため。

---

平成九年二月二十七日

公告

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十四条の七第一項の規定によって、次のとおり生活排水対策重点地域を指定した。

一 重点地域の名称

二河川流域生活排水対策重点地域

二 重点地域の範囲

安芸郡熊野町内の区域のうち、二河川流域（下水道の処理区域内を除く。）

三 指定する理由

安芸郡熊野町内の二河川は、水質汚濁に係る環境基準が現に確保されておらず、県内でも特に水質汚濁が進行している河川である。その主な汚濁原因は生活排水であり、水質を保全するためには生活排水対策を推進することが特に重要となっているため。